

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、令和4年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1,780円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1,860円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1,550円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1,610円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない

電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき34円を加算する。

(3) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 350円

(2) 温罨法を(1)と併施した場合

1回につき 125円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、160円とする。

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合

1肢につき 450円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。

(4) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 480円

保発0531第3号
令和4年5月31日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知。以下「当該通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を下記のとおり改正し、令和4年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 別添1の様式の一部を次の表のように改正する。
ただし、旧様式による別添1（様式第7号）の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 <u>1, 780円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 <u>1, 860円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき 1, 550円</p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき 1, 610円</p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき<u>34円</u>を加算する。</p> <p>(3) 往療料 2, 300円</p> <p>注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2, 550円とする。</p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(4) 施術報告書交付料 <u>480円</u></p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 <u>1, 770円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 <u>1, 850円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき 1, 550円</p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき 1, 610円</p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき<u>30円</u>を加算する。</p> <p>(3) 往療料 2, 300円</p> <p>注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2, 550円とする。</p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(4) 施術報告書交付料 <u>460円</u></p>

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合
1局所につき 350円

(2) 温罨法を(1)と併施した場合
1回につき 125円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、160円とする。

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合
1肢につき 450円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

(4) 往療料 2, 300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2, 550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合
1局所につき 350円

(2) 温罨法を(1)と併施した場合
1回につき 110円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、150円とする。

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合
1肢につき 450円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

(4) 往療料 2, 300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2, 550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 460円

(傍線部分は改正部分)

新	旧																																																																																																																																																																					
別添1 (様式第7号)	別添1 (様式第7号)																																																																																																																																																																					
<p>往療内訳表</p> <p>月分 <u>出張専門の施術者の場合 ()</u> (患者氏名: _____)</p>	<p>往療内訳表</p> <p>月分 _____ (患者氏名: _____)</p>																																																																																																																																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">日付</th> <th style="width:15%;">同一日・同一建物記入欄</th> <th style="width:20%;">施術者名</th> <th style="width:20%;">往療の起点</th> <th style="width:20%;">施術した場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所	日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">日付</th> <th style="width:15%;">同一日・同一建物記入欄</th> <th style="width:20%;">施術者名</th> <th style="width:20%;">往療の起点</th> <th style="width:20%;">施術した場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所	日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日					日				
日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所																																																																																																																																																																		
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所																																																																																																																																																																		
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
日																																																																																																																																																																						
<p>往療を必要とする理由 介護保険の要介護度 () 分かれば記載下さい</p> <p>1. 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難</p> <p>2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難</p> <p>3. その他 ()</p> <p>注・ 同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。 ・ 同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であつて、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。 ・ 往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。 ・ 個人情報の取り扱いには、十分注意すること。 ・ <u>出張専門の施術者の場合は、「出張専門の施術者の場合 ()」に「○」を記入すること。</u></p>	<p>往療を必要とする理由 介護保険の要介護度 () 分かれば記載下さい</p> <p>1. 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難</p> <p>2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難</p> <p>3. その他 ()</p> <p>注 ・ 同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。 ・ 同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であつて、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。 ・ 往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。 ・ 個人情報の取り扱いには、十分注意すること。</p>																																																																																																																																																																					